○経済産業省告示第百三十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人豊島学院高等学校	電気科	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百三十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

二の二の表の第1の2933・99の項中「（4―メチルナフタレン―1―イル）（1―ペンチル―1H―インドール―3―イル）（ナフタレン―1―イル）メタノン」の下に「、（1―（5―フルオロペンチル）―1H―インドール―3―イル）（4―メチルナフタレン―1―イル）メタノン、（1―（5―フルオロペンチル）―1H―インドール―3―イル）（4―メチルナフタレン―1―イル）メタノン」を加える。

三の9の(3)のイ中「ラトビア」の下に「、レバノン」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年五月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年五月十七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県四街道市物井六百十三番地　独立行政法人都市再生機構千葉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○海上保安庁告示第百十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度三〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十五年五月二十日から平成二十五年六月二十四日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第十九号（平成二十五年五月二日発行）、五管区水路通報第十八号（平成二十五年五月十日発行）

○海上保安庁告示第百十三号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年五月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	大阪新島埋立区域J灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯	三四―三七―五七
東経	一三五―二二―〇八
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度二八〇カンデラ
弧光	七・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十五年四月十七日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称	大阪新島埋立区域K灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・九キロメートル）
北緯	三四―三七―五〇
東経	一三五―二一―五九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度一一〇カンデラ
弧光	五・五海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十五年四月十七日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称	大阪新島管理区域K灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・七キロメートル）
北緯	三四―三七―五七
東経	一三五―二一―五六
廃止年月日	平成二十五年四月十七日

名称	大阪新島管理区域L灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・九キロメートル）
北緯	三四―三七―五二
東経	一三五―二一―五一
廃止年月日	平成二十五年四月十七日

○海上保安庁告示第百十四号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年五月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	大阪新島埋立区域L灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・二キロメートル）
北緯	三四―三七―四二
東経	一三五―二一―四九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度一一〇カンデラ
弧光	五・五海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十五年四月十八日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称	大阪新島埋立区域M灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・五キロメートル）
北緯	三四―三七―三五
東経	一三五―二一―三九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度二八〇カンデラ
弧光	七・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十五年四月十八日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理